

大阪・損害保険トータルプランナーの会 第1期総会とセミナーを開催

(大阪代協がセミナー共催)

大阪・損害保険トータルプランナーの会(黒石光寿会長)は、5月12日午後2時15分から、大阪市北区のあいおいニッセイ同和損保フェニックスタワー18階会議室で第1期総会を開催した。今回

の総会が大阪・損害保険トータルプランナーの会として初めての総会となつていきまふ。黒石会長は「昨年7月に損害保険トータルプランナーが誕生し、今年3月末で9575名となつています。損保協会近畿支部事務局の櫻田会長が業界の最高資格といわれていまふ。また、当会は損害保



総会の模様



講師の赤木氏(左)と芝氏

険トータルプランナーの会として活発に活動し、年に4回程度セミナーや勉強会をしておりますので、ぜひ参加してください」と挨拶。来賓として損保協会近畿支部事務局

長・坂本仁二氏が「全国の募集人のリーダーとして、業法改正への取組みについてもリーダーシップを発揮してください」と挨拶した。

第1部総会では、①2014年度活動報告の件、②同年度会計報告・同会計監査の件、③2015年度活動計画承認

の件、④同年度収支予算承認の件について審議し承認された。最後に、2015年度の幹事を紹介。

第2部セミナー(大阪代協共催)では、財務省近畿財務局理財部金融監督第三課の上席調査官・赤木俊夫氏と同財務事務官・芝慎也氏が「改正保険業法に伴う政府令・監督指針の改正について」

損害保険代理店に求められるもの」をテーマに約1時間にわたり話をした。

今回の改正に当たって、金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」では、保険商品の複雑化・販売形態の多様化など時代の変

化に対応するため、金融庁と業界団体が相当の時間をかけ意見交換をし、原案を作ったことを赤木氏が述べた。芝氏は改正のポイントの一つとして

保険の信頼性確保を挙げた。それをもとに意向把握義務、情報提供義務といった、保険募集の基本的ルールの創設と、体制整備義務による保険募集人に対する規制の整備を行ったことを指摘。

赤木氏は行政側として「代協や保険会社などと率直に意見を交換し、行政を行っていくことも必要」と述べた。また、赤木氏は①資料提供の情報量、②比較推奨販売、③専属代理店の体制整備などあらかじめあった質問に対し回答するとともに、参加者からの質問にも答えた。

なお、参加者は総会が53名、セミナーが80名(大阪代協会員、保険会社社員含む)。